

グランプリレース開催規定

1979年 4月28日制定
1987年 5月 7日改定
1988年 1月 1日施行
1994年10月13日改定施行

第1章 総 則

一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という。）は、グランプリの呼称を用いて開催されるレースに関して「自動車競技の組織に関する規定」に従い、以下の規定を定める。

第1条 グランプリレースの制定

J A Fは、グランプリレースを下記の通り認定し、それぞれの優勝者の栄誉をたたえ「グランプリ杯」を与える。

1. 日本グランプリレース
2. J A F グランプリレース
3. その他のグランプリレース

第2条 グランプリレースの年間開催数

グランプリレースの年間開催数は各1回とする。ただし、本規定に合致する競技会がない場合には開催されない。

第2章 日本グランプリレースの認定条件

第3条 競技会の条件

日本グランプリレース開催の認定条件は次の通りとする。

1. F I A F 1世界選手権レースとして認定されていること。
F I A F 1世界選手権レースは日本グランプリレースとして開催されること。
2. 当該申請者による開催企画は初年度以後も連続して開催し得るものであること。

第4条 オーガナイザーの資格

JAFまたはFIAの関係規則およびJAFの「自動車競技の組織に関する規定」に合致した開催資格を有しかつ、JAFが審査し、認めたものとする。

ただし、競技会の開催については、第5章第13条に従うこと。

第5条 開催場所の資格

FIAにより当該レースを開催し得る国際コース公認を受けたコースであること。

第6条 申請手続

開催のための申請手続は以下の通りとする。

1. 開催企画書の提出

当該レースを開催しようとするものは、そのレースのカレンダー申請締切の2ヵ月前までに開催企画書および所定の日本グランプリタイトル登録申請料を添えJAFに提出すること。

提出する開催企画書には次のものを含むこと。

- 1) 組織許可申請書に準じ競技会の組織体制、参加者確保に関する企画、収支の概算、準備の日程等開催企画を詳細に記載すること。
- 2) コース使用同意書

2. カレンダー申請

JAFの開催承認を得たものは、カレンダー登録申請料を添え所定の手続によりFIA国際スポーツカレンダー登録申請を行うこと。

3. 組織許可申請

カレンダー登録申請が承認された後、「自動車競技の組織に関する規定」による所定の期日までにJAFあて組織許可申請を行うこと。

- 1) 公認競技会組織許可申請書：所定の書式を用いること。
- 2) 添付書類：和文および英文による特別規則書の草案各5部
- 3) 組織許可申請料：「自動車競技に関する申請登録等手数料規定」による。

第3章 J A F グランプリレースの認定条件

第7条 競技会の条件

J A F グランプリレース開催の認定条件は次の通りとする。

1. 格 式：国際競技であること。
2. 参加車両：全日本レース選手権競技車両のうち、J A F が認定したもの。
3. 賞金総額：800 万円以上であること。
4. 参加台数：15 台以上とし、そのうち外国よりの参加ドライバーが3名以上であること。

第8条 オーガナイザーの資格

「自動車競技の組織に関する規定」に従った当該レースの開催資格を有するもので、かつ下記の条件を満たしたものより、J A F が審査し、認めたものとする。

開催実績：過去において国際格式で当該車両によるレース、あるいはそれと同等の車両によるレースを5回以上開催（共催を含む）した実績を有すること。

第9条 開催場所の資格

F I Aにより当該レースを開催し得る国際コース公認を受けたコースであること。

第10条 申請手続

開催のための申請手続は以下の通りとする。

1. 開催企画書の提出

当該レースを開催しようとするものは、そのレースカレンダー申請締切1ヵ月前までに、J A F に開催企画書の提出を行うこと。

- 1) 組織許可申請書に準じ、参加車両、競技会の組織体制、賞金総額、参加ドライバーの確保を含む準備の日程等開催企画を詳細に記載する

こと。

2) コース使用同意書

2. カレンダー申請

「JAFおよびJAFカレンダー登録規定」に従い、カレンダー登録申請料を添えて申請すること。

3. 組織許可申請

カレンダー登録申請が承認された後、「自動車競技の組織に関する規定」による所定の期日までにJAFあて組織許可申請を行うこと。

組織許可申請には次のものを提出すること。

1) グランプリタイトル登録料：「自動車競技に関する申請登録等手数料規定」による。

2) 公認競技会組織許可申請書：所定の書式を用いること。

3) 添付書類：和文および英文による特別規則書の草案各5部

4) 組織許可申請料：「自動車競技に関する申請登録等手数料規定」による。

第4章 その他のグランプリレースの認定条件

第11条 競技会の条件

日本グランプリ、およびJAFグランプリ以外のグランプリレースの認定条件は、日本グランプリレースに準ずるものとする。

また、オーガナイザーの資格、開催場所の資格、申請手続についても、日本グランプリレースに準ずるものとする。

第5章 運 営

第12条 法律および規則の厳守

オーガナイザーは、当該レースを順調に開催し、終了するために社会上、行政上必要とされる届出を行い、許可もしくは、認可（必要とされるならば住民の同意書）等を取得していなければならない。

第 13 条 競技会の開催

日本グランプリレース競技会は、J A F か、または J A F が特に認めた機関（J A F 登録クラブ団体等）が開催する。

J A F 以外の機関が開催する場合は下記条項に従うこと。

1. オーガナイザーは日本グランプリレース開催に要する一切の費用を負担する。
2. J A F はレース開催に関する一切の監督・指導を行う。
3. 競技の運営
 - 1) J A F は特別規則作成について指導を行う。
 - 2) 主要競技役員を選任は F 1 世界選手権競技標準規則に従う。

第 14 条 保証金

J A F はオーガナイザーに対し、当該レースの開催企画書の承認時において、賞金相当額以上の保証金を J A F に預託することを求める場合がある。

なお、保証金の預託に関する詳細については、開催企画書の承認時に決定する。

第 15 条 広 報

1. オーガナイザーは、当該レースの開催および競技運営等に関する広報を行う場合は、その内容について事前に J A F の承認を得なければならない。
2. オーガナイザーは、F I A および J A F 指定のロゴタイプをすべての競技関係書類に記載すること。

第 16 条 商業広告

1. F I A の広告に関する規定および J A F の広告に関する規制に従うとともに、グランプリレースにサブタイトルの使用を希望する場合オーガナイザーは、開催企画書類提出時に J A F の承認を得なければならない。

2. レース開催に伴う商業的広告権、テレビ、ラジオ、映画、写真等の放映制作権等は原則としてオーガナイザーに帰属するものとする。

ただし、その権利の使用に関しては、開催企画書に明示し、J A Fの承認を得なければならない。

第 17 条 開催義務の履行

グランプリレースの開催を承認されたものは、最善の努力と責任をもって開催することは勿論であるが、もしも何らかの理由により開催が不可能になった場合は、オーガナイザーは、それによって生ずる一切の責務を負うものとする。

第 18 条 本規定の施行

本規定は、1994 年 10 月 13 日より施行する。